平成２９年（フ）第２１号
三重県四日市市河原田町916番地１　ピースフル藤１Ｂ、住民票上の住所三重県四日市市稲葉町６番19号
債務者　落合　茂信
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
三重県四日市市幸町８番２号
債務者　伊藤　勝哉
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
三重県桑名市大字東汰上483番地
債務者　樋口　大彰
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７号
三重県北牟婁郡紀北町東長島2025番地４
債務者　山口三保子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第１６２号
京都市右京区西院小米町34番地　マイペンション207号室
債務者　伴　　健一
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地９－201
債務者　作田　梅子
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字水車23番地出森団地４棟52号
債務者　野田　信枝
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
広島県三原市八幡町屋中170番地
債務者　松田　周三
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１８号
広島県三原市宮浦３丁目33番３号　サーパスⅠ102号
債務者　角森　繁治
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第５１号
愛媛県松山市北梅本町672番地　大野団地１棟14号
債務者　中矢　達雄
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
愛媛県新居浜市松木町３番５号
債務者　小椋　弥生（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３３号
福岡県久留米市東合川新町１番２－505号、前住所福岡県久留米市東合川新町２番300－303号
債務者　坂田　直美
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県久留米市東合川新町１番２－505号、前住所福岡県久留米市東合川新町２番300－303号
債務者　坂田　篤紀
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３６号
福岡県久留米市野中町633番地８　リブレア南久留米駅前103号、前住所福岡県久留米市野中町304番地１
債務者　前原　將人
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４６号
大分市大字古国府169番地の６（高瀬アパート202）
債務者　石川　房子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
宮崎市堀川町40番地10　パナハイツ小野Ⅱ201号、前住所宮崎市老松１丁目７番10号サーパス文化の森1009号
債務者　小牧　　了
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９号
宮崎県串間市大字西方3229番地１
債務者　竹下　陽子（旧姓津曲）
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部